

平成24年度宮内庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行を進めてきたところであるが、「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）及び「調達改善計画の指針」（平成23年12月27日）に基づき、調達する財・サービスの性質に応じた、調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指すため、平成24年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

2 調達の現状分析**(1) 契約種別からみた契約金額及び割合**

宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。以下「宮内庁」という）の平成22年度における契約実績は、契約件数389件、契約金額約46億7千万円であった（注1）。このうち、物品・役務等が約16億6千万円・35.5%、公共工事等が約30億円・64.2%となっている。

(2) 競争性の観点からみた契約金額及び割合

宮内庁の平成22年度における契約実績（契約件数389件、契約金額約46億7千万円）のうち、具体的には以下のとおりである。

区 分	平成22年度	
	契約件数	契約金額
競争性のある契約	298件	約35億7千万円（76.6%）
競争性のない随意契約	91件	約11億円（23.4%）
合 計	389件	約46億7千万円

競争性のある契約のうち、一般競争契約は132件・約15億9千万円、指名競争契約は135件・約16億1千万円、企画競争・公募等は31件・約3億7千万円である。

（注1）「平成22年度契約に関する統計」より（少額随意契約は含まれていない）。

3 重点的に調達改善を図る分野**(1) 公共サービス改革プログラムで提言されたもの**

- ①共同調達
- ②カード決済の導入
- ③旅費の効率化

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し**(3) 随意契約の見直し**

(4) 一者応札の改善

4 調達改善の取組内容

(1) 公共サービス改革プログラムで提言されたもの

①共同調達

共同調達については、価格低減の観点から、平成23年度より導入しており、平成24年度は前年度比大幅増を目指す。

②カード決済の導入

カード決済については、会計事務担当職員の安全性や現金亡失リスクの回避、事務の効率性の観点から、既に天皇皇后両陛下お始め皇族方の外国御訪問や外国御旅行の際や公用車の有料道路通行料金（ETCカード）についてクレジットカード決済を導入している。今後は、水道料金の支払について導入を検討していく。

③旅費の効率化

旅費の事務効率化として、既にパック商品の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシングを導入している。また、航空券や鉄道乗車券等についても割引制度を利用している。今後、より一層の利用を促進し、経費の削減を図る。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

定期刊行物、新聞及び雑誌等の必要部数の見直しを行い、平成23年度に比べて調達費用の1割削減を目指す。

(3) 随意契約の見直し

①これまでの「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」等に基づく取組については、引き続き不断の努力が必要であることから、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合等において、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経なければならないこととなっており、今後も合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。

③随意契約に係る情報の公表についても、引き続き公表する。

(4) 一者応札の改善

①発注情報の提供

公共工事の発注予定情報については、既に宮内庁ホームページにおいて公表しているところであるが、平成24年度中に物品・役務等に関する発注予定情報をホームページに掲載し、発注に関する情報提供を促進する。

②公告期間の延長

公告期間を土日も含めて10日間としているが、最低でも開庁日10日間とし、より多くの事業者にも周知するよう努める。

③条件等の精査

入札参加条件，発注単位，準備期間等，入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを重点的に精査する。

④情報の収集

特に，入札参加希望者が関係資料を受領したにも拘わらず応札しなかった場合には事業者へのヒアリングを実施し，一者応札の要因及びその改善方法について意見を求めるなど情報を収集し，それを活用するよう努める。平成24年度中に一者応札となった入札案件について，業者へアンケートを実施し，要因分析及び改善方法について意見を求めることとする。

5 調達改善計画の進捗把握・管理等

計画の進捗状況については，定期的に把握する。なお，見直しの必要を生じた場合等については，計画を改定し，その内容を公表する。

6 調達改善計画の自己評価の実施

上半期終了時点並びに，年度終了時点における計画の達成状況，調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお，評価については宮内庁契約監視委員会や内部監査の事後検証を活用し，評価の精度を高める。

7 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

長官官房主計課，長官官房用度課，管理部管理課の職員により構成する実務担当者グループを設置する。

(2) 外部有識者の活用

宮内庁契約監視委員会（弁護士1名，公認会計士1名，独立行政法人監事1名）において，問題点の抽出，取組に関する監視，指導，助言等を求め，計画の見直しに活用する。

(3) 実務担当者グループ

毎月定例会合を開催する。また，必要に応じ，適宜，会合を開催する。

(4) 内部監査等の活用

内部監査及び会計検査における検証結果・意見等を計画の見直しに活用する。

8 その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については，宮内庁ホームページにおいて公表する。

(2) 計画の見直し

「調達改善計画の指針」の改定，また，本計画の進捗状況等を踏まえ，必要に応じ，所要の見直しを行うものとする。

